

求 人 者 の 皆 様 へ

有料職業紹介事業に関わる明示事項

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。

取扱職種の範囲等の明示

【取扱うべき職種の範囲その他業務範囲】

- ・当有料職業紹介事業所の取扱職種の範囲は、全職種です。
- ・取扱地域は、全国です。
- ・その他：若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

【手数料に関する事項】

- ・求人者の方へ
手数料は、別添「手数料表」の通り。

【求人者の情報の取扱いに関する事項】

- ・求人者の情報取扱者は、職業紹介事業に係るものに限ります。

【個人情報の取扱いに関する事項】

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介事業に係るものに限ります。
- ・個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者です。
- ・取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

【苦情処理に関する事項】

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。
苦情の申し出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

【返戻金制度に関する事項】

- ・返戻金制度を設けております。
- ・入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、求人者より受領した紹介手数料の一部を返還いたします。

期間、料率等は契約書に定める通り。

（採用決定者の退職等）第4条 抜粋

- ① 雇用契約期間1ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 80%
- ② 雇用契約期間1ヶ月以上3ヶ月以内に雇用契約を終了し退職した場合 50%
- ③ 雇用契約期間3ヶ月以上6ヶ月以内に雇用契約を終了し退職した場合 10%
- ④ 採用決定者が新卒者で入社を辞退した場合 100%

※個人情報の取扱責任者、苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

許可番号 13-ユ-300594

株式会社ソフィアプロモーション

東京都渋谷区恵比寿西2-2-8 寿豊ビル3F